

(仮称)宝塚市子ども条例 素案 パブリックコメント
寄せられたご意見の概要及び市の考え方

意見募集期間:平成18年11月1日(水)～11月30日(木)
案の公表方法:広報たからづか・市ホームページへの掲載、市内公共施設、児童館での配付
意見募集方法:郵送、持参、ファックス、電子メール
意見受付件数:23名(宝塚市内22名、市外1名)、66件

意見の概要

ご意見・ご提案		件数	市の考え方
全体に関すること			
1	子どもに関する内容なので、子ども自身が読んで(本文も)分かる文章の方が良い。(同様意見2件) 子ども用の冊子はわかりやすかったが、条例本文になるとこんな文章になってしまうのかと違和感があった。	2	わかりやすい表現を検討します。 今後、解説やイラスト等を用いて、子どもたちにもわかりやすい子ども版の冊子を作成することを考えています。
2	法令なので、抽象的になるのはやむを得ないがわかりにくい記述が多い。	1	
3	条例案の内容はほとんど既に取り組みされていることであり、理念条例としての意味がなく、条例の必要性がない。	1	次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画を策定し、子どもを取りまく環境整備に向けた様々な取り組みを推進しておりますが、さらに、長期的、総合的な指針として制定するものであります。 具体的なことは行動計画を策定して推進いくこととしております。
4	子どもの対象が0～18歳と広い上、条例案のすべてが具体性を欠き漠然とした一般良識の内容なので、市の条例として制定する意味がわからない。	1	
5	理想的な子ども条例で、現実におきかえて実行を考えると夢物語のように思う。	1	
6	前文に定める内容 子どもの権利条約にうたわれている子どもの権利はもっと幅広く、「命をいつくしみ、人を思いやる心をもたなければならない」という心情的な記述に集約できるものでないと感じる。	1	「命を慈しむ」「人を思いやる心」が大事と考えておりますので、表現方法を検討します。
7	前文に定める内容 2行目の「命をいつくしむとともに、人を思いやる心をもたなければならない」は、あまりにも突然に心がげや、教条的な表現になっている。どうして命令口調にしなければならないのか。 ・以下のような表現に 日本には、平和な社会を築き、基本的人権を大切に する日本国憲法があります。また、世界の国々と、 子どもの権利に関する条約を結び、だれもが生まれ るときから権利の主体であり、あらゆる差別や不 利益を受けることなく、自分らしくゆたかに成長・ 発達していくことを認め、これを大切にすること を約束しています。すべての大人も子どもも、 憲法と子どもの権利条約を守りましょう。	1	
8	文脈で「子ども」が主語になったとき、突然心情に訴える表現が出てきてとまどう。思いやりやゆとりある心などは条例(法令)で規定すべき内容でないのではないか。	1	本条例を具体的に推進していく中で、ご意見を参考にさせていただきます。
9	子どもはかけがえのない存在として一人ひとりが家庭や学校、社会の中で愛される世の中であってほしい。今は、いじめによる自殺が社会問題になっているが便利な世の中により人間の心と身体が弱くなっているように思う。大人も子どもも毎日がゆとりある気持ちで暮らせたらそれだけで充分幸せなのかもしれない。	1	

10	次世代育成支援行動計画が10年の時限立法なので、それが終了した後も子育てや子どもに関して、法的に拘束力のある条例ができることは歓迎できる。条例が単なる飾り物に終わらないように、条例の文言云々よりも、子ども、子育て家庭の実際の生活の中に生かされ、ニーズに合致したきめ細やかな施策を期待したい。(行動計画に揚げられた施策、数値目標の達成、財源の確保等)	1	施策を推進していく中で、ご意見を参考にさせていただきます。
11	全体的に「子ども」の自主性の尊重が目立つ。子どもは大人になる迄の成長期間に於いて主体ではない。家庭では親が、学校では教師が子ども守って「支援」でなく「教育」されるべき。(同様意見他1件)	2	子どもは未完であるかも知れませんが人格として、また一人の権利主体であると認めた上で、他の人の人権等も守っていくことを大人が教えていくことが大事と考えております。
12	全体として子供は未完成の人格であり、年長者特に両親、教師が慈愛をもって指導教育して初めて一人前。子供は年長者、両親、教師に敬愛の念をもって接するべき。これらを強調することが大切で、この点が全体的に感じられない。	1	
13	子供を大人と対等の権利主体だと認めると保護指導が出来なくなる。それ故、子ども条例には、未成熟の子どもに対する親・教師・地域住民等の適切な保護指導を確保するための規定だけを明記すべき。こんな条例を施行したら、家庭破壊や無法地帯化が促進される恐れが濃厚である。	1	
14	最近の市内の小、中高生の振るまいを見ると、周囲に配慮する躰がされていないのに、全体的に「子どもの主体性を尊重する面が強調されすぎて、子どもは単に自己中心的な自己主張をして良いのだと勘違いするのではないかと危惧する。	1	
15	条例案の全文に「子ども」と表記し、本来「子供」と表記することが自然。大人と同格に扱っている不自然さがある。条例であるから格式を重んじたものにするよう望む。	1	
16	前文に定めている内容 2行目「すべての子どもには、生きる...そして参加する」の「そして参加する」を削除。 子供が大人と対等に参加する権利だと解釈され、悪用されると学校は無法地帯になる。	1	
17	前文に定める内容 9行目「子ども自らが成長し」を削除。 「子供は自分で自分を作り上げる」という児童中心主義の規定と解釈され、親等の保護指導を拒否する根拠として悪用される恐れがある。	1	
18	第1章 総則に定めている内容 目的の第1条3行目「子どもが自分らしく生き」を削除。 児童中心主義を認めたものだと、ねじ曲げて解釈される恐れがある。	1	

19	「子供に優しいまちづくり」を進めるのが目的なら、「子供」をまちづくりに「大人」と協働する表現は不要。まず、大人の次世代を担う子供を教育する義務を見つめる条例作りが先と考える。子供の権利を強調する必要はない。子供の教育に無関心な大人が多いと子供が感じない環境をまず大人が作るべき。	1	子どもが健やかに成長するまちの実現を目指して条例を制定したいと考えております。
20	宝塚市が制定する子ども条例は「子どもが守る条例」でなく子どもを健やかに育てるための「大人が守らなければならない条例」ということを徹底すべき。	1	
21	子供に人権の教育する場合、あくまでも他人の人権を尊重することを中心にすべき。自分の権利を主張することを前面に出して教育すると、子供は安易にすりかえわがままを主張しやすい。克己心、忍耐力を養う環境をまず大人が責任もって作らなければならない。税金も払えない子供と協働でまちづくりすることに違和感を感じる。市政はゲームでない。「子供との協働」をはずして、子供を育成する環境を作る、大人の意気込み・気概のある条例の制定を望む。	1	
前文			
22	第2段落全体の印象として、大人が襟を正して子どもを教え導くというニュアンスが強い。大人が子どもに先行する存在だけでなく、共に伴走する存在であり、子育てや子どもとの関わりを通して、大人も地域社会も育っていくという意味合いを盛り込んでほしい。	1	第2段落前半の「大人は...を認識して」は、家庭や地域住民の役割の項にその趣旨を反映させます。また、中程の「子どもの育成...」以降につきましては、文言を整理し基本理念へ移行します。従って、この段落は削除します。
23	8行目「子どもの最善の利益を考慮し」の利益という単語は不適切。「子供の幸福を願い」に修正。 9行目「子どもの自主性を・支援する」を「子供を教育する」に修正。	1	「子どもの最善の利益」につきましては、児童の権利に関する条約第3条に規定されており、子どもたちのために大人が子どものことを決めるときは、子どもにとって一番良いと思う方法をとっていくという趣旨で同じ意味と考えます。
第1章 総則			
24	第1条「健やかに育つことが保障されるような環境を作ることを目的とする」の主語がない。 以下のような表現に 「・健やかに育つことが保障されるような環境づくりを市の責務として定めることを目的とする」	1	この条例は、市だけの責務として定めるものではなく、市はもとより家庭や学校等、地域住民、事業主の役割を明確にし、連携し協働して推進していくこととしております。
25	第2条「家庭」の定義も明記してほしい。	1	子どもと学校等だけを定義したいと考えております。
第2章 人権の尊重			
26	「児童の権利に関する条約を尊重し」を削除すべき。 (同様意見他1件) そもそも条約の児童の権利は世界には、子どもが武器を持ち戦争に行かされたり、学校に行かせず働かせるなど過酷な状況におかれている子どもの権利を守るためのもの。日本では、曲解される恐れがある。成人と同等に扱うことは、子どもの健全育成にとって妨げとなり、自己主張のみで耐性のない子どもを育てるのではないか。	2	日本は児童の権利に関する条約を批准しており、それは尊重すべきと考えますので前文へ移行させます。従って、この条文は削除します。
27	「日本国憲法が保障する基本的人権、児童の権利に関する条約を尊重し」の「尊重」が曖昧 ・以下のような表現に 「日本国憲法が保障する「基本的人権の尊重」、そして「児童の権利に関する条約」に則り」の方が条例としての正確さを期す。	1	

第3章 子どもとその家庭への支援

28	子どもはこれからの世代において大変重要な存在である。少子化と言われているがたくさん子どもを産めない状況もある。保育施策も含め家庭支援をもっと豊かなものにし、たくさん子どもを育てていけるよう努力してほしい。	1	本条例を具体的に推進していく中で、ご意見を参考にさせていただきます。
29	第5条の3の2行目「障害児やひとり親家庭等の支援など要保護児童に～」の部分に「外国籍の子ども」も加えてほしい。 “等”に含むには、障害児、ひとり親の子どもと同等に要保護の対象であると思われる。また、「障害児」を「障害のある子ども」に改めてほしい。	1	「外国籍の子ども」については、第1項に含まれると考えております。「障害のある子ども」についてはご意見のとおり修正します。
30	乳幼児を育てている母親が健康診断が気軽に受けられるシステムを作ってほしい。	1	本条例を具体的に推進していく中で、ご意見を参考にさせていただきます。
31	この章は市として、行政上の積極的な対応の意欲を見せてもらいたい内容である。 地方自治体職員等の「条約の原則及び規定に関する計画的かつ体系的な教育及び研修を継続して実施すること」の内容に関連した条項もどこかに位置づけてほしい。	1	本条例は理念条例として制定いたしますので、権利条約につきましては、施策を推進していく中で参考にさせていただきます。
32	第6条1行目「市は、男女共同参画の推進を図るとともに」の、「男女共同参画の推進を図るとともに」を削除。 未成熟の子供を適切に保護指導する施策を明記すべき条例の中に、男女平等を推進するという異質な規定を割り込ませるのは余計なこと。	1	「子育てと仕事の両立支援を進めるには男女共同参画の視点は必要でありますので、素案通りとします。
33	第6条の2「市は、保育の需要を的確に把握し、待機児童の解消や」を以下の表現に。 「市は、保育の需要を的確に把握し、保育環境の質を維持向上、検証しながら、待機児童の解消や」	1	施策として実施しておりますので、条例での言及は困難であります。
34	第6条の2「待機児童の解消や多様な保育サービスの提供を～」を以下の表現に。 「市の定める保育基準に則り待機児を解消し、市民のニーズを調査し、それに応じる多様な保育サービスの提供を図る～」	1	
35	子ども条例案どれも最も、一日も早く実現でき、ひとりでも多くの支援があればと思う。 いじめ問題について、生きる力を小さい時から学校、家庭、社会が協力し、また、各校区毎に相談窓口があれば良い。	1	本条例を具体的に推進していく中で、ご意見を参考にさせていただきます。
36	第7条第1項2行目 教育の普遍的な使命とは何？ 意味が曖昧。	1	教育の普遍的な使命とは、教育の目的にあります「教育は人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を行わなければならない」を指します。
37	第10条第1項「子どもの社会参加を促進するものとする」を以下のような表現に。 「子どもの社会参加を促進し、子どもの意見を市政に積極的に反映するものとする」	1	「子どもの意見を市政等に反映するものとする。」を追加します。
38	第10条第1項「子どもの社会参加を促進するものとする」を削除する。	1	子どもの社会参加は必要なことと考えていますが、表現方法については検討します。
39	第10条第1項2行目「市民として意見を表明する機会」を削除する。 子供に社会生活の訓練として、大人の保護指導を受けながら意見表明する機会(子ども議会や学校の校則制定改廃等)は望ましいが、市民としての立場で大人と対等に意見を表明する権利は認めるべきでない。	1	市民に限らず、学校や子ども議会等にも子どもが社会の一員として意見を表明する機会は必要です。

40	第10条3「参加」と「参画」をどのように区別して使っているのか。 「子どもの意見を聴くものとする」を以下のような表現に。 「子どもの意見を聴き、市政に積極的に反映するものとする」	1	「参加」は様々な事業や機会などに一員として加わることで、「参画」は企画の段階から加わり、物事や事業等を成し遂げることと区別して使用していましたが、わかりにくいので参加だけを使用することとします。 子どもの意見...につきましては素案どおりとします。
41	第10条第3項3行目「子どもの意見を聴くものとする」を削除する。 子供に大人と対等の権利を与えるべきでない。参考意見を聴いて活用することは望ましいが、それは「参画の方法等について配慮」に含まれる。	1	第1項に含み、第3項は削除します。
第4章 協働の取り組み			
42	全ての子どもが無条件に愛され健全に育つために協働の取り組みは不可欠。 子育ての基本は家庭にあることを改めて考え、その上でまわりが支援をしていくのが大切。 学校の役割で、今の教師はあまりに多忙、先生の環境改善してほしい。 まず、大人が笑顔で生き生きとし、その姿を見て育つ子どもたちに将来、大人になることを楽しみにしてほしいと願う。	1	子育ては第一義的に家庭の役割と規定しており、第3章ではすべての子どもと家庭への子育て支援サービスや教育環境の整備を掲げていますので、施策を推進していく中で貴重なご意見として参考にさせていただきます。
43	第11条 家庭の役割について 1行目に「第一義的責任」という言葉がなじみがないので、他の言葉で表現できないか。	1	「第一義的責任」は一般的に使用されておりますので、素案の通りとします。
44	第12条 学校等の役割について 2行目に「環境整備に...」との表記について、環境には人的、物的の両面が含まれると思うが、物的な面として捉えることが多いのではないか。	1	ご意見にもありますが、本市では人的、物的の両面として捉えております。
45	第15条 子どもの役割について 社会の一員として義務を課するのは無理である。成長途上にあるからこそ保護されるべきものであり、従って参政権もないのである。	1	本市の条例では、子どもも成長に応じて子どもに関わる協議の場面等には参加していくことを保障するというものを「役割」を担うとして表現し、「子どもの役割」を掲げておりました。
46	子どもの行動について「～するように努めなければならない」は望ましい表現でない。家庭、学校、地域の大人に対しては義務として良いが、子どもについて権利が述べられていないのに強要する表現は適切でない。	1	しかし、それが子どもに義務を課することになっている等いただいたご意見を検討した結果、市は子ども議会等意見を表明する機会を保障し、子どもの参加を促すという考え方とすることにより「子どもの役割」の条文を削除いたします。
47	大人の期待する子ども像が強く浮き彫りになっている。子どもがどう育ちたいか、何を望んでいるかという子どもの視点が欠けているのではないか。	1	
48	子ども条例に子どものとるべき行動を記するべきか。	1	
49	第15条3～4行目「社会の一員として、まちづくりや地域づくりに参加し、または参画するよう努めなければならない」を以下のような表現に。 「大人の保護指導を受けながら参加し又は参画する」	1	
50	地域や周りの大人が子どもの健全な育成のために協力していくことはとても大切で条例化することは分かる。子どもが地域の一員として協力したり活動することを条例化するのは馴染まない。 例えば、子どもが地域の行事に参加しない場合条例違反と責めるのはおかしい。	1	

51	<p>市の役割以外はすべて「ねはならない」の表現になっている。親や各施設の職員が子どもの思いをくみ取る事ができる余裕のある条件が保証されているか。</p> <p>子どもの役割については全文削除のこと</p> <p>健やかに成長するための課題として参加するもので役割として参画するよう努力するのではないはず。</p> <p>問題解決のための協働はどこに位置づけられているのか</p>	1	<p>子どもの役割については、45～50で述べたとおり考え方を整理したので条文を削除します。</p> <p>また、問題解決のための協働は「市の役割」の中にも含めるように修正します。</p>
52	<p>前文に定める内容</p> <p>前文の4行目～5行目「一方、子どもは…役割を果たさなければなりません」を削除し、以下のように修正。</p> <p>大切にされた子どもは自分の人生を自分で選び、自信と誇りを持って生きていくことができます。それによって子どもは、自ら考え、責任をもって行動できる社会の一員として成長することができる事でしょう。</p>	1	<p>子どもの役割については、45～50で述べたとおり考え方を整理しました。従って、「一方、子どもは…」の文言は削除し、「他の人の人権や社会のルールを守ることが大切です」と修正します。</p>
53	<p>前文に定める内容</p> <p>5行目「一方、子どもは、…成長に応じた責任と役割をはたさなければなりません」の表現を使うのであれば、「おとなは、保護者はじめ…支援する責任と義務があります」と表現すべき。</p> <p>これだと、「子どもにだけ責任を押しつけ、大人の責任を免責するのか？」という誤った印象を与えずに済む。</p> <p>「保護者はじめ…」を「保護者はじめ、教師、行政職員、施設職員、事業者など全ての大人は」という主語を明確にした方がわかりやすい。</p>	1	
54	<p>前文に定める内容</p> <p>12行目「…事業主、子ども及び市が協働」を「事業主及び市が協働」に修正。</p> <p>子供に対して大人と対等の立場で協働する権利を与えると、親等の保護指導は拒否される恐れある。</p>	1	<p>「子どもの役割」については、45～50で述べたとおり考え方を整理しました。従って、その条文を削除することにより、前文等他の条項の協働の部分においても「子ども」を削除することとします。</p>
55	<p>第1章総則に定める内容</p> <p>第1条の2行目「…地域住民、事業主、子ども、市の役割を明確にするとともに、…」のうち「子ども」を削除。</p> <p>子どもに役割があるのでなく、正常に成長した結果として役割を担う事ができるのであって最初から役割が存在するものではありません。</p>	1	
56	<p>第1章総則に定める内容</p> <p>第3条2行目「…子ども及び市は、協働して」の「子ども」を削除</p> <p>子供に対して大人と対等の立場で協働する権利を与えるべきでない。</p>	1	
57	<p>第16条 市の役割について</p> <p>「基本理念にのっとり」とあるが、ここでいう「基本理念」とは何を指すのか。</p> <p>「すべての子どもと家庭への支援に関する施策を推進するものとする」を以下のような表現に。</p> <p>「すべての子どもと家庭への支援に関する施策を、家庭、学校等、地域住民、事業所、子ども自身の参画と協働を得て推進するものとする」</p>	1	<p>第3条に規定する基本理念を指しますが、「市の役割」のみに謳っておりましたので「基本理念にのっとり」の文言は削除します。</p>

第5章 計画の推進

58	<p>第17条 ここで述べている「行動計画」は平成17年度施行の「宝塚市次世代育成支援行動計画」とは違うものですね。 「その施策に関する行動計画を策定しこれを実施するものとする」を以下のような表現に。 「その施策に関する行動計画を市民、子ども、事業者の参画を得て策定しこれを実施するものとする」</p>	1	<p>計画の推進として章を立てておりましたが、計画策定、評価も含むため「推進体制」として章を立てることとします。 なお、行動計画には、次世代育成支援対策推進法に基づく、平成17年に策定した宝塚市次世代育成支援行動計画「たからっ子」育みプラン」及び平成22年度から施行する後期行動計画を指すとともに、それ以降の計画も及ぶことを考えています。</p>
59	<p>第17条3行目「効果的に推進するため、その評価、公表を～」の部分、「その評価」の前に「市民の意見を生かしながら」を加えてほしい。 その後の 意見の反映 で「広く市民の意見を聴取し～」とあるので評価も是非市民と共に行っていただきたい。</p>	1	<p>また、計画の評価等につきましては、公募市民も参画する推進体制の中で考えております。</p>
60	<p>第19条 「広く市民の意見を聴取し」 ・以下のような表現に 「広く市民、子どもの意見を聴取し」とあえて「子ども」を入れることで、「宝塚市の子ども条例はさすが」と言わしめるのではないか。</p>	1	

その他

61	<p>子ども条例はいいと思うが、根本的な問題解決が必要。 小・中学校では塾に行く事があるので学校の授業を多くして欲しい。 体力不足、精神的不安定な子が増えているので武道を授業に取り入れて欲しい。 給食費の不払いが問題になっている。小学校では給食費を市負担にしたら不公平が無くなる。</p>	1	<p>本条例を具体的に推進していく中で、ご意見を参考にさせていただきます。</p>
62	<p>第一に考えなければならないのは児童の登下校を守る方法。犯罪、事故が起こりにくい環境づくりは行政の役割が大きい。スクールバスの導入も進んでいないし、特に、下校時は子どもだけで帰ることが殆どなので、下校時に先生が交代でつく等の対策が必要。安全な通学路の確保や側溝に蓋をする見回りを強化するなど努力してほしい。</p>	1	<p>本条例を具体的に推進していく中で、ご意見を参考にさせていただきます。</p>
63	<p>教師の権限について問題になっているが、教師の言葉遣いと服装に驚いた。丁寧な言葉を示すことで尊敬の心が育つと思う。 民生委員の役目として、特に問題噴出の離婚して内縁関係の家庭訪問を重要視して見守る管理体制が必要。</p>	1	<p>本条例を具体的に推進していく中で、ご意見を参考にさせていただきます。また、教師については必要に応じ指導していきます。</p>